

乳児院のあり方についての研究

その1 措置児背景因子の分析

その2 子育て支援事業の実態

(分担研究：被虐待児の地域システムに関する研究)

帆足英一¹⁾ 恒次欣也²⁾ 庄司順一³⁾ 潮谷義子⁴⁾

横井茂夫¹⁾

要約： その1（措置児背景因子の分析）乳児院を退所した乳幼児 313名を対象として詳細な措置背景因子の分析を行った。その結果、家族の社会的状況因子を88.5%、家族の疾病因子を39.9%、子どもの病虚弱因子33.2%、障害児因子12.5%、子どもの社会的状況因子54.3%を保有し、平均 4.3因子といった重複背景因子のもとに措置されていた。その2（子育て支援事業の実態）全国の乳児院の60.6%で子育て支援事業が実施されていた。これらをもとに乳児院のあり方を検討した。

見出し語： 乳児院・措置児・養育環境

<その1. 措置児背景因子の分析>

【調査目的】

児童福祉法が制定されて50年を迎えようとしている今日、中央児童福祉審議会基本問題部会においては、少子化社会にふさわしい「保育システム」「児童自立支援システム」並びに「母子家庭の実態と施策の方向」について中間報告を公表した。

本研究においては、21世紀の子どもを育む上で重要な役割を果たしている乳児院のあり方について調査研究するものである。

乳児院への措置児の背景は、児童福祉法が制定された50年前とは著しく変化し、措置事由も家庭

崩壊等の社会的要因に加えて、家族の疾病等の医学的要因も増加してきている。また、措置児が病虚弱児や障害児であるといった子ども自身の疾病要因や、適切な対象施設がなく年齢を超過して乳児院に措置せざるを得ない例も増加してきている。とくに、これらの各種の要因が重複して処遇困難となっている例も多い。

しかしながら、これらの背景因子については、全国乳児福祉協議会において各措置児に一因子のみの調査が経年的に行われてきたが、重複因子についての実態調査は行われていない。

そこで、重複した因子を含めた措置児の背景、実態を明確にする目的で、全国の乳児院11施設を

¹⁾ 東京都立母子保健院

²⁾ 愛知教育大学

³⁾ 日本総合愛育研究所

⁴⁾ 慈愛園乳児ホーム

対象として詳細な措置背景因子に関する調査を行った。

【調査対象】

このサンプル調査は、表に示される11施設を対象として、平成7年度に乳児院を退所した全乳幼児（平成7年4月1日～平成8年3月31日まで）313名である。

施設名	回答数 (%)	所在地	併設施設	定員
S I	81名 (25.9%)	大阪府	養護・保育所等	74名
G Y	16名 (5.1%)	愛知県	老人	24名
B O	70名 (22.4%)	東京都	公立・病院	50名
F U	26名 (8.3%)	広島県	単独	19名
T O	7名 (2.2%)	群馬県	単独	15名
K O	18名 (5.8%)	滋賀県	養護	24名
J I	18名 (5.8%)	熊本県	養護・保育所等	14名
S E	26名 (8.3%)	石川県	養護・保育所等	20名
Y A	9名 (2.9%)	熊本県	単独	15名
A I	24名 (7.7%)	埼玉県	養護・保育所等	35名
Z E	18名 (5.8%)	岩手県	保育所	11名
合計	313名 (100%)			

【調査結果】

1. 調査対象児の輪郭

1. 性別

性別は、以下の通りである。

- 男児 174名 (55.6%)
- 女児 132名 (42.2%)

(無記入7名あり)

2. 入所時年齢分布

入所時の年齢分布では、0～1歳未満児が約55%、1～2歳未満児が約4割であるが、2歳以降の年齢超過児が約5%みられた。

- 0～1歳未満 176名 (56.2%)
 - 1か月未満 56名 (17.9%)
 - 1～3か月未満 38名 (12.1%)
 - 3～6か月未満 25名 (8.0%)
 - 6～1歳未満 57名 (18.2%)
- 1～2歳未満 122名 (39.0%)
- 2～3歳未満 15名 (4.8%)

3. 退所時年齢分布

退所時の年齢分布では0～1歳未満が4分の1、1～2歳未満が約4割、2歳以降の年齢超過児が約3分の1を占めている状況にあった。

- 0～1歳未満 79名 (25.2%)
 - 1か月未満 4名 (1.3%)
 - 1～3か月未満 15名 (4.8%)
 - 3～6か月未満 13名 (4.2%)
 - 6～1歳未満 47名 (15.0%)
- 1～2歳未満 125名 (39.9%)
- 2～3歳未満 97名 (31.0%)
- 3歳以上 12名 (3.8%)

4. 在院期間分布

在院期間別にみると、1年未満に退所する児が約7割であり、1か月未満の短期例が約2割を占めており、短期間の利用施設としての乳児院機能が如実に示されている。一方、2年以上の長期措置例が約15%を占めており、旧来からの家庭代替え機能としての乳児院の役割も一定数を対象として求められている。

- 1年未満 211名 (67.4%)
 - 1か月未満 61名 (19.5%)
 - 1～3か月未満 87名 (27.8%)
 - 3～6か月未満 29名 (9.3%)
 - 6～1年未満 34名 (10.9%)
- 1～2年未満 55名 (17.6%)
- 2～3年未満 42名 (13.4%)
- 3年以上 5名 (1.6%)

5. 退所先分布

退所先分布をみると、保育所措置での引き取り、家庭復帰、親戚引き取り、里親委託、養子縁組といった広義の家庭復帰が 238名(76.0%)と最も多く、この内養子・里親委託は32名(10.3%)であった。また、養護施設への措置変更は51名(16.3%)であった。精神薄弱児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設といった障害児施設への措置変更例は 8名(2.6%)であった。

① 家庭に復帰	174名 (55.6%)
② 養護施設	51名 (16.3%)
③ 保育所措置で引き取り	25名 (8.0%)
④ 里親委託	24名 (7.7%)
⑤ 養子縁組	8名 (2.6%)
親戚引き取り	7名 (2.2%)
精神薄弱児施設	1名 (0.3%)
虚弱児施設	1名 (0.3%)
肢体不自由児施設	2名 (0.6%)
重症心身障害児施設	3名 (1.0%)
その他の施設に入所	1名 (0.3%)
母子寮に入所	1名 (0.3%)
死亡	5名 (1.6%)
その他	5名 (1.6%)

II. 乳児院措置児の背景因子

1. 家族の要因

1) 家族の社会的状況 (重複回答あり)

家族の要因を有する例は、277名(88.5%)にみられ、重複回答にて464件、一人平均1.5因子を保有していることとなる。この内、母親側の要因が203例(43.8%)、父親側の要因が60例(12.9%)、両親の要因が110例(19.6%)であり、母親の因子が4割を越えている。

順位をみると、母未婚10.6%、次子出産8.4%、母子家庭8.2%、母家出・蒸発5.4%、離婚・別居4.5%であった。問題別の類型でみると、離婚(別居)・父子家庭・母子家庭・未婚といった単親家庭が24.8%と最も多くなっている。次いで家出・蒸発・遺棄が52名(11.2%)、養育拒否・不和が45名(9.7%)であった。

- 該当児数 277名 (88.5%)
- 重複因子数 464件 (平均 1.5因子)

母親の社会的状況	203 (43.8%)
父親の社会的状況	60 (12.9%)
両親の社会的状況	110 (23.7%)
その他	91 (19.6%)

父子家庭	7 (1.5%)
③ 母子家庭	38 (8.2%)
① 母未婚	49 (10.6%)
家出・蒸発：両親	6 (1.3%)
家出・蒸発：父	9 (1.9%)
④ 家出・蒸発：母	25 (5.4%)
両親不明(遺棄)	12 (2.6%)
養育拒否：両親	10 (2.2%)
養育拒否：父	4 (0.9%)
養育拒否：母	15 (3.2%)
両親不和	16 (3.4%)
② 次子出産	39 (8.4%)
⑤ 離婚(別居)	21 (4.5%)
家族の疾病の付添い	20 (4.3%)
婚外出産	19 (4.1%)
両親就労(貧困・借金)	18 (3.9%)

虐待：両親	2 (0.4%)
虐待：父	3 (0.6%)
虐待：母	9 (1.9%)
受刑：父	6 (1.3%)
受刑：母	7 (1.5%)
母若年(16歳未満)	3 (0.6%)
母若年(16歳以上18歳未満)	6 (1.3%)
母の出張・研修	7 (1.5%)
怠惰：両親	4 (0.9%)
怠惰：母	2 (0.4%)
ホームレス	4 (0.9%)
死亡：母	3 (0.6%)
両親出張・研修	1 (0.2%)
その他	99 (21.3%)
計	464 (100%)

① 精神障害：母	38 (26.0%)
② 母の疾病(産婦人科疾患)	28 (19.2%)
その他の疾病：父	6 (4.1%)
③ その他の疾病：母	20 (13.7%)
④ 母の疾病(外科・整形外科疾患)	15 (10.3%)
⑤ 母の疾病(その他の内科疾患)	13 (8.9%)
知的障害：両親	3 (2.1%)
知的障害：母	6 (4.1%)
アルコール依存：父	1 (0.7%)
アルコール依存：母	6 (4.1%)
母の疾病(がん・悪性腫瘍)	3 (2.1%)
母の疾病(肝障害)	3 (2.1%)
母の疾病(結核)	2 (1.4%)
身体障害：父	1 (0.7%)
身体障害：母	1 (0.7%)
計	146 (100%)

2) 家族の疾病(重複回答あり)

家族の疾病の内訳をみると、該当児数は125名(39.9%)、複数回答を含めると146因子となっており、一人平均0.5因子を有していることとなる。また、家族の疾病の内、母親の疾病による措置が圧倒的に多く135名(93.5%)であり、父親の疾病は8例(5.5%)、両親の疾病は3名(2.1%)に過ぎない。

順位別に病名をみると、母の精神障害が最も多く26.8%、次いで母の産婦人科疾患19.7%、その他の母の疾病14.1%、母の外科・整形外科疾患10.6%、母の内科疾患9.2%となっている。疾患群で見ると、知的障害を含む広義の精神障害が最も多く32.2%であった。

- 該当児数 125名 (39.9%)
- 重複因子数 146件 (平均 0.5因子)

母親の疾病	135(92.5%)
父親の疾病	8(5.5%)
両親の疾病	3(2.1%)

2. 子どもの要因

1) 病虚弱児(複数回答あり)

病虚弱児の例は104名(33.2%)と3分の1を占め、重複回答を含めると227因子、一人平均0.7因子を有していることとなる。

疾病別に順位をみると、易感染症が最も多く(20.3%)、喘息・喘息様気管支炎が18.1%、アトピー性皮膚炎が17.6%、その他の小児内科疾患9.7%、発育障害7.5%、栄養障害5.7%となっている。とくにアレルギー疾患は、食物アレルギーを含めて91名(40.1%)の高率となっており、超未熟児・極小未熟児を併せて低出生体重児は12名(5.3%)であった。

- 該当児数 104名 (33.2%)
- 重複因子数 227件 (平均 0.7因子)

① 易感染性	46 (20.3%)
② 喘息・喘息様気管支炎	41 (18.1%)
③ アトピー性皮膚炎	40 (17.6%)
④ その他の小児内科系疾患	22 (9.7%)
⑤ 発育障害	17 (7.5%)
栄養障害	13 (5.7%)

食物アレルギー	10 (4.4%)
先天性心疾患	10 (4.4%)
超未熟児 (1,000g未満)	1 (0.4%)
極小未熟児 (1,500g未満)	4 (1.8%)
その他の未熟児 (2,500g未満)	7 (3.1%)
てんかん	6 (2.6%)
ヘルニア	4 (1.8%)
MRSA感染症	3 (1.3%)
その他の小児外科系疾患	3 (1.3%)

計 227 (100%)

2) 障害児 (複数回答あり)

一方、障害児の例は39名(12.5%)にみられ、順位でみると精神発達遅滞が29.9%と最も多く、次いでその他の障害児28.4%、脳性麻痺・重症心身障害児が各々9.0%等となっている。

●該当児数 39名 (12.5%)

●重複因子数 67件 (平均 0.2因子)

① 精神発達遅滞 (知的障害)	20 (29.9%)
② その他の障害	19 (28.4%)
③ 重症心身障害	6 (9.0%)
③ 脳性麻痺 (肢体不自由)	6 (9.0%)
④ 重度視覚障害	4 (6.0%)
④ 重度聴覚障害	4 (6.0%)
虐待に伴う障害	2 (3.0%)
ダウン症候群	2 (3.0%)
水頭症	2 (3.0%)
その他の染色体異常・症候群	2 (3.0%)

計 67 (100%)

3) 子どもの社会的状況

(家族の要因を除く・複数回答あり)

家族の要因を除外した子どもの社会的状況を見ると、170名(54.3%)に見られ、重複要因を含めると一人平均1.4因子を有していることとなる。順位別にみると、最も多いのが児童相談所の一時保護機能では対応困難というのが25.5%、次いで

近隣に乳児院以外の適切な施設がない21.3%、発育からみて乳児院以外の他施設が不適切16.9%、発達からみて他施設が不適切 14.8%等となっている。

●該当児数 170名 (54.3%)

●重複因子数 432件 (平均 1.4因子)

① 児童相談所の一時保護では対応困難	110 (25.5%)
② 近隣に乳児院以外の適切な施設がない	92 (21.3%)
③ 発育からみて他施設が不適切	73 (16.9%)
④ 発達からみて他施設が不適切	64 (14.8%)
⑤ その他 (具体的に記入)	60 (13.9%)
保育所措置まで乳児院措置が適切	16 (3.7%)
移管先の施設の受入れ体制不備	9 (2.1%)
情緒不安定なため他施設が不適切	8 (1.9%)

432 (100%)

III. 重複した背景因子数の分布

1. 全ての背景因子数の分布 (複数回答あり)

各々の児について、家族並びに子どもの背景因子 (合計92因子) の重複分布をみると、平均 4.3因子を保有している結果となった。平均因子数に1標準偏差を足した因子数以上の因子を有する例を「複合的要因群」と理解されるが、これに該当する事例は46例(14.7%)にみられた。

なし	1 (0.3%)
1 因子	65 (20.8%)
2 因子	58 (18.5%)
3 因子	40 (12.8%)
4 因子	34 (10.9%)
5 因子	32 (10.2%)
6 因子	24 (7.7%)
7 因子	13 (4.2%)
8 因子	16 (5.1%)
9 因子	3 (1.0%)
10 因子	5 (1.6%)

11因子以上 22 (7.0%)

●平均 4.3 因子 (標準偏差値 3.4因子)

●中央値 3.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1標準偏差)

8因子以上の事例 46例(14.7%)

2. 家族の要因

1) 社会的状況並びに疾病要因

(複数回答あり)

家族の要因について、社会的要因と疾病要因をあわせた56因子について、重複因子の分布をみると、平均 1.9因子を有しているが、家族の要因が1因子の例が40.9%を占めており、1~2因子を有している例が80.0%であった。一方、3因子以上を重複して保有している複合的要因群は68例(21.7%)であった。

なし	1 (0.3%)
1 因子	128 (40.9%)
2 因子	116 (37.1%)
3 因子	42 (13.4%)
4 因子	16 (5.1%)
5 因子	5 (1.6%)
6 因子	4 (1.3%)
7 因子	1 (0.3%)

●平均 1.9 因子 (標準偏差値 1.1因子)

●中央値 2.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1標準偏差)

3因子以上の事例 68例(21.7%)

2) 社会的状況 (複数回答あり)

家族の社会的状況 (35因子) についてみると、

「なし」はわずか36例(11.5%)に過ぎず、乳児院措置児の背景においていかに家族の社会的状況が関与しているかがわかる。この因子は、措置児一人当たり平均1.5因子を保有し、1因子のみ保有が48.6%、1~2因子が74.5%を占めている。一方、3因子以上をもつ複合的要因群は、44例(14.1%)であった。

なし	36 (11.5%)
1 因子	152 (48.6%)
2 因子	81 (25.9%)
3 因子	30 (9.6%)
4 因子	12 (3.8%)
5 因子	0 (0%)
6 因子	2 (0.6%)

●平均 1.5 因子 (標準偏差値 1.0因子)

●中央値 1.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1標準偏差)

3因子以上の事例 44例(14.1%)

3) 疾病要因 (複数回答あり)

家族の疾病要因 (21因子) についてみると、なしが60.1%を占めている。平均して0.4因子を有し、複合的要因群は 125例(39.9%)であった。

なし	188 (60.1%)
1 因子	113 (36.1%)
2 因子	9 (2.9%)
3 因子	1 (0.3%)
4 因子	2 (0.6%)

●平均 0.4 因子 (標準偏差値 0.6因子)

●中央値 0.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1標準偏差)

1因子以上の事例 125例(39.9%)

3. 子どもの要因

1) 全ての子どもの要因 (複数回答あり)

子どもの要因 (全部で36因子) 全てについての重複因子の分布をみると、因子がないものは108例(34.5%)であり、平均 2.3因子を有していた。5個以上の因子をもつ複合的要因群は48例(15.3%)であった。

なし	108 (34.5%)
1 因子	56 (17.9%)
2 因子	34 (10.9%)
3 因子	31 (9.9%)
4 因子	36 (11.5%)
5 因子	17 (5.4%)
6 因子	7 (2.2%)
7 因子	7 (2.2%)
8 因子	2 (0.6%)
9 因子	3 (1.0%)
10 因子	5 (1.6%)
11因子以上	7 (2.2%)

●平均 2.3 因子 (標準偏差値2.9 因子)

●中央値 1.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1 標準偏差)

5 因子以上の事例 48 例 (15.3%)

2) 病虚弱児 (複数回答あり)

子どもの要因の内、病虚弱児 (18因子) について検討すると、「なし」が 209例(66.8%) と多い。平均 0.7因子を有し、2 因子以上を有する複合的要因群は58例(18.5%)であった。

なし	209 (66.8%)
1 因子	46 (14.7%)
2 因子	25 (8.0%)
3 因子	16 (5.1%)
4 因子	7 (2.2%)
5 因子	8 (2.6%)

6 因子 1 (0.3%)

9 因子 1 (0.3%)

●平均 0.7 因子 (標準偏差値1.3 因子)

●中央値 0.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1 標準偏差)

2 因子以上の事例 58 例 (18.5%)

3) 障害児 (複数回答あり)

子どもの要因の内、障害児 (10因子) について検討すると、なしが 274例(87.5%) と多い。平均 0.2因子を有し、複合的要因群は39例(12.5%)であった。

なし	274 (87.5%)
1 因子	28 (8.9%)
2 因子	1 (0.3%)
3 因子	5 (1.6%)
4 因子	4 (1.3%)
6 因子	1 (0.3%)

●平均 0.2 因子 (標準偏差値0.7 因子)

●中央値 0.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均+1 標準偏差)

1 因子以上の事例 39 例 (12.5%)

4) 子どもの社会的状況 (複数回答あり)

子どもの要因の内、家庭の要因を除外した社会的状況 (8 因子) についてみると、なしが 143例(45.7%)であり、平均 1.4因子を有していた。3 因子以上を有している複合的要因群は80例(25.6%)を占めていた。

なし	143 (45.7%)
1 因子	54 (17.3%)

2 因子	36 (11.5%)
3 因子	32 (10.2%)
4 因子	30 (9.6%)
5 因子	18 (5.8%)

●平均 1.4 因子 (標準偏差値1.6 因子)

●中央値 1.0 因子

●特に複合的要因が目立つ事例数

(平均 + 1 標準偏差)

3 因子以上の事例 30 例 (25.6%)

IV. 入所時年齢と背景因子

1. 入所時年齢と背景因子数

1) 全ての背景因子数との関係

入所時年齢と、家族並びに子どもの全ての因子数との関わりについてみると、1 因子のみ有する例は65例(20.8%)に過ぎず、1～4 因子を有する例は 197例(62.9%)、5 因子以上を有する複合的要因群は 115例(36.7%)であった。

また、2～3 歳未満児の場合には、5 因子以上の要因をもつ複合的要因群が53.4%と約半数を占めており、2 歳を過ぎて措置された児の場合には、処遇困難な家族並びに子ども自身の複合的要因を有していることが示されている。

(5 因子以上)

	1~4 因子群	複合的要因群	
0 歳児	64.8 %	35.2 %	N=176
1～2 歳未満	62.4 %	29.6 %	N=122
2～3 歳未満	46.6 %	53.4 %	N= 15
	N=197	N=115	

2) 入所時年齢と家族の因子数の関係

i) 家族の要因 (社会的状況と疾病)

家族の要因 (社会的状況と疾病) について措置年齢区分でみると、因子なしは 1 例のみであった。1～2 因子を有する例は 244例(78.0%)、3 因子以上の複合的要因群は68例(21.7%)であった。複合的要因群は、0 歳児並びに 2～3 歳児に多少多い傾向がみられた。

(3 因子以上)

	1~4 因子群	複合的要因群	
0 歳児	75.0 %	25.0 %	N=176
1～2 歳未満	82.8 %	17.0 %	N=121
2～3 歳未満	80.0 %	20.0 %	N= 15
	N=244	N=68	

ii) 家族の社会的状況

家族の要因の内、社会的状況について年齢区分でみると、社会的要因も有しない例は、全体として36例(11.5%)であり、この内2～3 歳児では 1 例のみであった。1～2 因子群は 232例(74.1%)、3 因子以上の複合的要因群は45例(14.4%)であった。

一方、3 因子以上をもつ複合的要因群を年齢区分でみると、1～2 歳児に少なく、0 歳児並びに 2～3 歳児に高い傾向を認めた。

(3 因子以上)

	因子なし	1~2 因子群	複合的要因群	
0 歳児	11.9 %	70.5 %	17.4 %	N=176
1~2 歳未満	11.5 %	80.4 %	8.1 %	N=122
2~3 歳未満	6.7 %	73.3 %	20.0 %	N= 15
	N=36	N=232	N=45	

iii) 家族の疾病

同様に、家族の疾病要因についてみると、因子なしが 188例(60.1%)、因子ありが 125例(39.9%)であった。この内、1 因子のみを有する例は 113 例(36.1%)であり、重複した疾病を有する例は12例(3.8%)であった。(複合的要因群は1 因子以上)

(1 因子以上)

	因子なし	複合的要因群	
0 歳児	61.4 %	38.6 %	N=176
1 ~ 2 歳精	58.2 %	41.8 %	N=122
2 ~ 3 歳精	60.0 %	40.0 %	N= 15
	N=188	N=125	

3) 入所時年齢と子どもの要因の関係

i) 子どもの全ての要因

子どもの全ての要因についてみると、因子なしは 108例(34.5%)であり、年齢分布でみると、2 歳児が20.0% と最も少ない。1 ~ 4 因子を有する群では措置年齢で差を認めないが、5 因子以上を有する複合的要因群では、2 ~ 3 歳未満で措置された児でその他の年齢区分と比較して2 倍以上の 33.7%を占めており高率であった。

(5 因子以上)

	因子なし	1~4因子	複合的要因群	
0 歳児	33.0 %	52.3 %	14.7 %	N=176
1 ~ 2 歳精	38.5 %	47.5 %	14.0 %	N=122
2 ~ 3 歳精	20.0 %	46.7 %	33.7 %	N= 15
	N=108	N=157	N=48	

ii) 病虚弱児

子ども側の要因の内、子どもが病虚弱児である因子と措置年齢との関係を見ると、因子なしは 209名(66.8%)であり、年齢分布でみると特に差は認めない。一方、2 因子以上を有する複合的要因群を見ると、とくに2 ~ 3 歳未満で措置された群において著しく高く40.0% を占めている。つまり、2 歳以降の年齢超過児は、病虚弱性が著しく強い傾向にある。

(2 因子以上)

	因子なし	1 因子	複合的要因群	
0 歳児	65.9 %	13.6 %	20.5 %	N=176
1 ~ 2 歳精	68.9 %	18.0 %	13.1 %	N=122
2 ~ 3 歳精	60.0 %	0 %	40.0 %	N= 15
	N=209	N=45	N=59	

iii) 障害児

子どもが障害児である因子と措置年齢との関係についてみると、因子なしは 274例(87.5%)であり、この内2 ~ 3 歳未満で措置された児において、特に因子なしが少ない。逆に2 歳以降の年齢超過で措置された児の4 割は障害児の因子をもっていることとなる。複合的要因群は、1 因子以上を有している例である。

(1 因子以上)

	因子なし	複合的要因群	
0 歳児	89.2 %	10.8 %	N=176
1 ~ 2 歳精	88.5 %	11.5 %	N=122
2 ~ 3 歳精	60.0 %	40.0 %	N= 15
	N=274	N=39	

iv) 子どもの社会的状況

子どもの社会的状況についてみると、因子なし群は 143例(45.7%) であるが、因子なしは 2～3 歳未満で最も少なく 20.0% であった。1～2 因子を有する例でみると、2～3 歳未満で最も多く約半数であり、3 因子以上を有する複合的要因群では、年齢が高くなるにつれてその比率が高くなる傾向がみられた。特に 0 歳児と比較して 1～2 歳未満並びに 2～3 歳未満で措置されている群に、子どもの社会的状況も大きく影響していることが明らかとなった。

(3 因子以上)

	因子なし	1～2因子	社会的要因群	
0 歳児	47.2 %	31.9 %	20.9 %	N=176
1～2歳未満	46.7 %	22.2 %	31.1 %	N=122
2～3歳未満	20.0 %	46.7 %	33.3 %	N= 15
	N=143	N=90	N=80	

2. 入所時年齢と背景因子との関係

1) 家族の要因との関係

i) 家族の社会的状況

入所時年齢と家族の社会的状況因子との関係を、社会的状況因子を有する 277例を対象として分析すると、以下の通りである。

0 歳児では、母未婚、母子家庭といった単親家庭の問題、婚外出産や離婚・別居といった家庭崩壊が主要因となっている。

1～2 歳児では、次子出産や家族の疾病の付添いといった、一時的な家庭機能の麻痺に対する問題と、母家出・蒸発といった家庭崩壊、母未婚といった単親家庭の問題が主要因となっている。

2～3 歳児では、次子出産が 4 割を占め、母子

家庭・母未婚といった単親家庭と離婚・別居といった家庭崩壊が上位を占めている。

	社会的状況	
0 歳児	155(56.0%)	(277例)
1～2 歳未満	108(39.0%)	
2～3 歳未満	14(5.1%)	

とくに、次子出産に対する乳児院の機能は、少子化時代における核家族化の中でのサポート機能として極めて重要な役割であり、1～2 週間の短期間の措置とはいえ今後も措置対象要因として受けとめていくことが望まれる。

● 0 歳児の上位因子

- ①母未婚 23.9%
- ②母子家庭 18.1%
- ③婚外出産 10.3%
- ④離婚・別居 8.4%

● 1～2 歳児の上位因子

- ①次子出産 25.0%
- ②母家出・蒸発 13.9%
- ③母未婚 9.3%
- ④母子家庭 7.4%
- ④家族の疾病付添い 7.4%

● 2～3 歳児の上位因子

- ①次子出産 42.9%
- ②母子家庭 14.3%
- ②離婚・別居 14.3%
- ②母未婚 14.3%

ii) 家族の疾病

家族の疾病要因をもつ 125例を対象に、措置年齢との関係で分析すると 0 歳児では、母の精神障害がトップで 35.5% を占めている。母が精神障害の例は、125例中 38例(30.4%) であるが、年齢別にみると 0 歳児が 63.2%、1～2 歳児が 34.2%、

2～3歳児が2.6%となっており、0歳児が6割を越えている。これは、産褥期精神障害が出産後に発症、あるいは増加するためと思われる。一方、母の産婦人科疾患は、125例中28例(22.4%)を占めているが、年齢別にみると1～2歳児が57.1%と約6割を占めているのが特徴である。

(125例)

	家族の疾病
0歳児	68(54.4%)
1～2歳未満	51(40.8%)
2～3歳未満	6(4.8%)

● 0歳児の上位因子

- ①母精神障害 35.3%
- ②母産婦人科疾患 16.2%
- ③母内科系疾患 13.2%
- ④母外科系疾患 11.8%

● 1～2歳児の上位因子

- ①母産婦人科疾患 31.4%
- ②母精神障害 25.5%
- ③母外科系疾患 11.8%
- ④母内科系疾患 5.9%

● 2～3歳児の上位因子

- ①母精神障害 16.7%
- ①母産婦人科疾患 16.7%
- ①母外科系疾患 16.7%
- ①母内科系疾患 16.7%

2) 子どもの要因との関係

i) 病虚弱児

病虚弱児 104例を対象に、措置年齢と病名との関係をみると、0歳児では喘息、アトピー性皮膚炎といったアレルギー疾患が各々約半数を占め、ついで易感染症が約4割を占めている。1～2歳児の場合には、易感染症が約半数を占め、次いでアトピーや喘息といったアレルギー疾患となって

いる。2～3歳児では、易感染症が約7割を占め、次いで発育障害とアトピーが共に半数を占めている。

このように、乳児院における病虚弱児の措置背景には、乳児期はアレルギー疾患、そして1歳を過ぎると易感染症の比率が高くなり、年齢超過である2歳以降の措置児の場合には、易感染症が約7割となっており、乳児院における病虚弱児に対するケアの専門性、とくに「保育看護体制」といった専門性の存在が措置の背景にあることが理解される。

(104例)

	病虚弱児
0歳児	60(57.4%)
1～2歳未満	38(36.5%)
2～3歳未満	6(5.8%)

● 0歳児の上位因子

- ①喘息等 51.7%
- ②アトピー 45.0%
- ③易感染症 41.7%
- ④小児内科系疾患 20.0%

● 1～2歳児の上位因子

- ①易感染症 44.7%
- ②アトピー 26.3%
- ③喘息等 23.7%
- ④小児内科疾患 21.1%

● 2～3歳児の上位因子

- ①易感染症 66.7%
- ②発育障害 50.0%
- ②アトピー 50.0%
- ④小児内科疾患 33.3%

ii) 障害児と措置年齢

障害児39例を対象として、措置年齢との関係をみると、いずれの年齢においても精神発達遅滞児

が多く、とくに2～3歳で措置された児の8割が精神発達遅滞児であった。精神発達遅滞児20例(障害児の51.3%)の措置年齢区分をみると、0歳児45.0%、1～2歳児30.0%、2～3歳児25.0%となっている。

(39例)

	障害児
0歳児	19(48.7%)
1～2歳未満	14(35.9%)
2～3歳未満	6(15.4%)

● 0歳児の上位因子

- ①精神発達遅滞 47.4%
- ②重症心身障害 21.1%
- ③重度視覚障害 15.8%

● 1～2歳児の上位因子

- ①精神発達遅滞 42.9%
- ②脳性麻痺 21.4%
- ③重症心身障害 14.3%

● 2～3歳児の上位因子

- ①精神発達遅滞 83.3%
- ②脳性麻痺 16.7%
- ②染色体異常 16.7%
- ②重度聴覚障害 16.7%

iii) 子どもの社会的状況

子どもの社会的状況因子を有する170例を対象として、措置年齢との関係进行分析すると、0歳児では乳児院以外に適切な施設がない、児童相談所の一時保護機能では対応が困難が多く、1～2歳児では児童相談所で対応困難、発育・発達面からみて乳児院以外に適切な施設がない等、2～3歳児では児童相談所での対応困難が最も多く、1～2歳児と基本的には同様の社会的要因によって措置されている。

(170例)

	社会的状況
0歳児	93(54.7%)
1～2歳未満	65(38.2%)
2～3歳未満	12(7.1%)

● 0歳児の上位因子

- ①適切な施設がない 58.1%
- ②児童相談所で対応困難 57.0%
- ③発育状態から不適切 49.2%
- ④発達状態から不適切 46.2%

● 1～2歳未満児の上位因子

- ①児童相談所で対応困難 76.9%
- ②発育状態から不適切 49.2%
- ②適切な施設がない 49.2%
- ④発達からみて不適切 46.2%

● 2～3歳未満児の上位因子

- ①児童相談所で対応困難 58.3%
- ②適切な施設がない 50.0%
- ②その他の社会的理由 50.0%

V. 在院期間と家族の社会的状況

在院期間の分布をみると、1年未満が6割を越えており、2年未満が約2割、2年以上が約15%となっている。

在院期間は、乳児院に措置された年齢に影響されるが、在院期間と措置の背景因子、とくに家族の社会的状況についてみると、次子出産と家族の疾病の付添いは短期措置が当然多くなり、母未婚、母子家庭といった単親家庭の要因が在院期間の長期化傾向が強い。

(277例)

	在院期間
1年未満	177(63.9%)
2年未満	55(19.9%)
3年未満	40(14.4%)
4年未満	5(1.8%)

- 1年未満の上位因子
 - ①次子出産 22.0%
 - ②母未婚 14.1%
 - ③家族の疾病の付添い 10.7%
 - ④母子家庭 10.2%
- 1～2年未満の上位因子
 - ①母未婚 20.0%
 - ②離婚・別居 16.4%
 - ③母子家庭 14.5%
 - ④母家出・蒸発 14.5%
- 2～3年未満の上位因子
 - ①母子家庭 30.0%
 - ②母未婚 27.5%
 - ③婚外出産 15.0%
 - ④両親就労(貧困・借金) 12.5%

VI. 退所時年齢と家族の社会的状況

退所時年齢の分布をみると、0歳児が約2割、1～2歳児が約4割、2～3歳児約3割強となっている。3歳以上は、4.3%であった。

退所時年齢と家族の社会的状況との関係を見ると、0歳児での退所は、母未婚が最も多いが、家族の疾病の付添い、次子出産といった利用施設機能例が4分の1を占めている。1～2歳未満での退所例は、次子出産・家族の付添いで約3割を占めている。

2～3歳未満での退所例は、母未婚が全体の4

分の1を占め、母未婚を含めた単親家庭が3割以上を占めている。

3歳以上の退所例では、母家出・蒸発、母養育拒否、離婚別居等家庭機能が崩壊した例が殆どである。

(277例)

	退所時年齢
0歳児	62(22.4%)
1～2歳未満	110(39.7%)
2～3歳未満	93(33.6%)
3歳以上	12(4.3%)

- 0歳児
 - ①母未婚 21.0%
 - ②家族の疾病の付添い 17.7%
 - ③母子家庭 16.1%
 - ④次子出産 8.1%
- 1～2歳未満
 - ①次子出産 22.7%
 - ②母未婚 10.0%
 - ③家族の疾病の付添い 7.3%
 - ④母子家庭 7.3%
- 2～3歳未満
 - ①母未婚 24.7%
 - ②母子家庭 20.4%
 - ③離婚・別居 11.8%
 - ④母家出・蒸発 11.8%
- 3歳以上
 - ①母家出・蒸発 25.0%
 - ①母養育拒否 25.0%
 - ①離婚・別居 25.0%
 - ④両親養育拒否 16.7%
 - ④父養育拒否 16.7%
 - ④母未婚 16.7%
 - ④両親就労(貧困・借金) 16.7%

VII. 退所先と背景因子数

退所先と背景因子数との関係については、家庭復帰、保育所措置で家庭復帰、養護施設への措置変更といった3群を対象として分析を行った。養子縁組、里親委託、あるいは重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設等の障害児施設への措置変更群については省略している。

1. 家族並びに子どもの背景要因と退所先

家族並びに子どもの全体的な要因でみると、復帰先はどの群においても1～7因子群に多いが、家庭復帰は1因子のみが特に多く、保育所措置での家庭復帰は複合的要因群に特に多いのが特徴である。

	(再掲)		(8因子以上)		
	1因子のみ	1～7因子	複合的要因群		
家庭復帰	31.0%	94.1%	5.9%		N=174
保育所措置で家庭復帰	0%	64.0%	36.0%		N= 25
養護施設	7.8%	82.4%	17.6%		N= 51
	(N=65)	N=266	N=46		

2. 家族の要因との関係

1) 全ての家族の要因（社会的状況と疾病）と退所先

家族の全ての要因についてみると、家庭復帰は1因子のみが半数を越えており、1～2因子が約9割を占めている。保育所措置で家庭復帰群は、1因子のみは極めて少なく、複合的要因群で約半数を占めている。

	(再掲)		(3因子以上)		
	1因子のみ	1～2因子	複合的要因群		
家庭復帰	52.9%	89.7%	10.3%		N=174
保育所措置で家庭復帰	4.0%	52.0%	48.0%		N= 25
養護施設	23.5%	66.6%	33.4%		N= 51
	(N=128)	N=244	N=68		

2) 家族の社会的状況と退所先

家族の社会的状況でみると、家族の社会的状況因子がなしが家庭復帰群で約2割を占めており、1～2因子群では復帰先には差がなく、複合的要因群においては、保育所措置で家庭復帰と養護施設への措置変更が各々2割近くみられる。

	(再掲)		(3因子以上)		
	因子なし	1～2因子	複合的要因群		
家庭復帰	19.5%	75.3%	5.2%		N=174
保育所措置で家庭復帰	0%	80.0%	20.0%		N= 25
養護施設	2.0%	72.4%	25.6%		N= 51
	N=36	N=233	N=44		

3) 家族の疾病と退所先

	(再掲)		(1因子以上)		
	因子なし	1因子	複合的要因群		
家庭復帰	56.3%	40.2%	43.7%		N=174
保育所措置で家庭復帰	28.0%	60.0%	72.0%		N= 25
養護施設	60.0%	37.3%	40.0%		N= 51
	N=188	(N=113)	N=125		

家族の疾病要因でみると、因子なしは保育所措置で家庭復帰が最も少なく3割であり、養護施設への措置変更では6割を占めている。家族の疾病因子を保有する群では、保育所措置での家庭復帰例で約7割と多い。家族の疾病に対しては、保育

所措置といったサポートによって家庭復帰が可能となることを示している。

3. 子どもの要因と退所先

1) 子どもの要因と退所先

子どもの全ての要因でみると、因子なしでは家庭復帰が最も多く4割である。複合的要因群においては、保育所措置での家庭復帰が約3割を占めている。

(5因子以上)

	因子なし	1~4因子	複合的要因群	
家庭復帰	40.8 %	49.4 %	9.8 %	N=174
保育所措置で家庭復帰	20.0 %	52.0 %	28.0 %	N= 25
養護施設	29.4 %	51.0 %	19.6 %	N= 51
	N=108	N=157	N=48	

2) 病虚弱児と退所先

(2因子以上)

	因子なし	1因子	複合的要因群	
家庭復帰	80.5 %	9.8 %	9.7 %	N=174
保育所措置で家庭復帰	36.0 %	24.0 %	30.0 %	N= 25
養護施設	56.9 %	15.7 %	27.4 %	N= 51
	N=209	N=46	N=46	

病虚弱児についてみると、因子なしでは家庭復帰が8割に対して、養護施設への措置変更は6割弱となっている。複合的要因群においては、保育所措置で家庭復帰が3割となっており、次いで養護施設への措置変更が3割弱となっている。病虚弱児に対しては、これらの社会的援助を必要としていることが示されている。

3) 障害児と退所先

障害児についてみると因子なし群が養護施設への措置変更で少ない傾向にある。複合的要因群についてみると、家庭復帰例が5.7%みられるが、養護施設への措置変更は約2割と多い。当然のことながら、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設、虚弱児施設への措置変更は、複合的要因群が全例となっている。

(1因子以上)

	因子なし	複合的要因群	
家庭復帰	94.3 %	5.7 %	N=174
保育所措置で家庭復帰	92.0 %	8.0 %	N= 25
養護施設	78.4 %	21.6 %	N= 51
障害児施設	0 %	100 %	N= 8
	N=274	N=39	

4) 子どもの社会的状況

子どもの社会的状況との関係でみると、因子なしは養護施設への措置変更において最も多く約6割を占めている。保育所措置による家庭復帰群においては、複合的要因群が約4割と高い比率となっている。

(3因子以上)

	因子なし	1~2因子	複合的要因群	
家庭復帰	45.4 %	30.5 %	24.1 %	N=174
保育所措置で家庭復帰	32.0 %	28.0 %	40.0 %	N= 25
養護施設	62.7 %	19.6 %	17.7 %	N= 51
	N=143	N=90	N=80	

VIII. 退所先と背景要因との関係

1. 家族の社会的状況と退所先

家族の社会的状況において上位3位を占める母未婚、母子家庭、母家出・蒸発について、退所先分布をみると、家庭復帰が最も多く、次いで養護施設への措置変更となっている。しかし、母家出、蒸発の場合には養護施設への措置変更が減少している。

退院先分布	母未婚	母子家庭	母家出・蒸発
家庭復帰	32.7 %	35.1 %	37.5 %
保育所措置で家庭復帰	8.2 %	13.5 %	8.3 %
養護施設	26.5 %	27.0 %	16.7 %
	N=49	N=37	N=24

退所先から家族の社会的状況上位3位をみると、家庭復帰した例においては、これらは共にほぼ1割であるが、保育所措置による家庭復帰では母子家庭が約2割ある。養護施設への措置変更では、母未婚が約4分の1を占めている。

社会的状況別分布	母未婚	母子家庭	母家出・蒸発	
家庭復帰	11.4 %	9.3 %	6.4 %	N=140
保育所措置で家庭復帰	16.0 %	20.0 %	8.0 %	N=25
養護施設	26.0 %	20.0 %	8.0 %	N=50

2. 家族の疾病と退所先

家族の三大疾病である母の精神障害、産婦人科疾患、母のその他の疾患についてみると、各々の退所先分布では、産婦人科疾患の場合は9割近くが家庭復帰しているのに対して、母の精神疾患の場合は約半数が家庭復帰に留まり、約4分の1が

養護施設への措置変更となっている。しかし、保育所措置による家庭復帰例も1割強認められている。

退所先分布	母精神障害	母婦人科疾患	母その他の疾患
家庭復帰	47.4 %	89.3 %	60.0 %
保育所措置で家庭復帰	13.2 %	3.6 %	25.0 %
養護施設	26.3 %	7.1 %	5.0 %
	N=38	N=28	N=20

退所先から家族の三大疾病をみると、家庭復帰は、母の産婦人科疾患で3割強、母の精神障害で2割強であった。保育所措置による家庭復帰では、母の精神障害並びに母のその他の疾患が各々3割弱を占めている。一方、養護施設への措置変更では、母の精神障害が半数を占めている。

社会的状況別分布	母精神障害	母婦人科疾患	母その他の疾患	
家庭復帰	23.7 %	32.9 %	15.8 %	N=76
保育所措置で家庭復帰	27.8 %	5.6 %	27.8 %	N=18
養護施設	50.0 %	10.0 %	5.0 %	N=20

IX. 入所年齢・退所年齢・在院期間の平均値

1. 退所先との関係

家庭復帰では、入所年齢が最も高く平均12.4カ月である。退所年齢では、養護施設への措置変更が最も高く平均29.0カ月、在院期間の平均でみると、家庭復帰が極めて短く3.2カ月、保育所措置での家庭復帰が12.5カ月、当然のことながら養護施設への措置変更が22.0カ月と長期化している。

(平均値±1SD)

	入所年齢	退所年齢	在院期間
家庭復帰	12.4±7.8	14.9±8.4	3.2±6.1
保育所措置で家庭復帰	9.3±7.2	21.6±5.7	12.5±9.4
養護施設	6.7±7.7	29.0±6.3	22.0±9.5

2. 背景要因数との関係

1) 家族並びに全ての子どもの変因

家族並びに全ての子どもの変因子数で比較してみると、入所年齢は1因子のみを保有する群において平均年齢が11.5カ月と高い傾向がある。退所年齢は、因子数が多くなるにつれて高く、在院期間も同様に長期化する傾向が認められる。

(平均値±1SD)

	1 因子	3 因子	4 因子
入所年齢	11.5±7.6	8.5±7.6	9.6±9.3
退所年齢	15.4±8.4	16.2±8.9	20.1±11.4
在院期間	4.7±7.3	8.6±8.9	10.3±11.6
	N=65	N=40	N=34

2) 家族の変因

i) 家族の変因 (社会的状況と疾病)

	1 因子	2 因子
入所年齢	10.6 ± 8.2	10.4 ± 8.5
退所年齢	16.8 ± 9.0	19.6 ± 10.1
在院期間	6.5 ± 9.3	9.4 ± 11.2
	N=128	N=116

(平均値±1SD)

	3 因子	4 因子
	7.9 ± 8.3	5.8 ± 9.0
	19.2 ± 10.1	25.6 ± 10.9
	11.6 ± 10.5	19.6 ± 12.9
	N=42	N=16

家族の社会的状況並びに疾病の変因子を合わせて検討すると、入所年齢は因子数が多くなるにつれて低年齢化し、退所年齢は逆に因子数が多くなるにつれて高年齢化し、在院期間も長期化することが明らかとなった。

ii) 家族の社会的状況

家族の社会的状況についてみると、因子数が多くなるにつれて入所年齢は低年齢化し、退所年齢は高年齢化、在院期間は長期化することが明らかとなった。

	因子なし	1 因子
入所年齢	10.3 ± 7.7	10.8 ± 8.5
退所年齢	13.8 ± 8.1	18.0 ± 9.1
在院期間	4.0 ± 6.9	7.8 ± 10.2
	N=36	N=152

(平均値±1SD)

	2 因子	3 因子
	9.7 ± 7.9	6.7 ± 8.9
	20.4 ± 10.3	20.7 ± 11.5
	10.5 ± 11.4	14.5 ± 11.2
	N=81	N=30

iii) 家族の疾病変因

家族の疾病変因子をみると、入所年齢は2因子群で多少低年齢化の傾向があるが、退所年齢、在院期間には影響を認めない。

(平均値±1SD)

	因子なし	1 因子	2 因子
入所年齢	10.0 ± 8.7	10.2 ± 8.0	7.2 ± 6.6
退所年齢	19.4 ± 10.4	18.3 ± 9.1	18.1 ± 12.7
在院期間	9.5 ± 11.0	8.6 ± 10.9	10.7 ± 11.8
	N=188	N=113	N=9

3) 子どもの要因

i) 全ての子どもの要因

	因子なし	1 因子
入所年齢	10.6 ± 7.6	8.7 ± 8.6
退所年齢	16.4 ± 9.0	17.7 ± 10.4
在院期間	6.4 ± 8.5	9.8 ± 10.1

N=108

N=56

(平均値 ± 1SD)

2 因子	3 因子
7.8 ± 8.6	8.6 ± 7.9
19.8 ± 10.8	20.7 ± 9.1
11.2 ± 12.5	12.5 ± 12.7

N=34

N=31

子どもの全ての要因でみると、入所年齢は因子なしで多少高い傾向がある。退所年齢は因子数が多くなるにつれて高年齢化、在院期間も長期化する傾向にある。

ii) 病虚弱児

	因子なし	1 因子
入所年齢	10.1 ± 8.1	9.8 ± 8.6
退所年齢	17.1 ± 9.8	23.22 ± 8.2
在院期間	7.4 ± 9.8	13.4 ± 12.2

N=209

N=46

(平均値 ± 1SD)

2 因子	3 因子
9.3 ± 8.9	9.2 ± 8.9
21.0 ± 10.8	22.5 ± 11.4
11.5 ± 13.4	12.3 ± 11.3

N=25

N=16

病虚弱児の因子では、入所年齢に因子数は影響

を受けていない。しかし、因子数が増加するほど退所年齢は高年齢化、在院期間も長期化の傾向にある。

iii) 障害児

障害児の場合には、因子数が増加するにつれて入所年齢は高くなり、乳児から幼児にかけて障害児への家庭介護が困難となっていくことが示唆される。退所年齢は障害の因子数が多くなるにつれて高年齢化、在院期間も長期化している。

(平均値 ± 1SD)

	因子なし	1 因子	3 因子
入所年齢	9.7 ± 8.1	11.2 ± 10.5	17.2 ± 12.1
退所年齢	17.7 ± 9.5	26.8 ± 8.6	38.4 ± 6.3
在院期間	8.2 ± 10.4	16.5 ± 11.4	21.0 ± 16.2

N=274

N=28

N=5

iv) 子どもの社会的状況

子どもの社会的状況についてみると入所年齢では大きな影響がみられないが、因子数が多くなるにつれて退所年齢が高年齢化、在院期間も長期化する傾向がみられる。

	因子なし	1 因子
入所年齢	9.5 ± 7.7	8.4 ± 8.9
退所年齢	17.9 ± 9.2	18.9 ± 11.3
在院期間	9.1 ± 10.0	10.2 ± 11.8

N=143

N=54

(平均値 ± 1SD)

2 因子	5 因子
10.1 ± 9.2	10.1 ± 6.1
18.7 ± 11.5	26.3 ± 12.1
8.9 ± 12.0	16.1 ± 13.1

N=36

N=18

X 1. 処遇困難事例

1. 家庭復帰例

<事例1> 入所年齢 1歳6カ月

退所年齢 2歳9カ月

退所先 家庭復帰

家族の社会的状況……………離婚(別居)

母子家庭

家族の疾病……………母外科系疾患
(交通事故)

病虚弱病名……………停留臍丸

障害病名……………なし

子どもの社会的状況……………

発達からみて他施設が不適切

発育からみて他施設が不適切

児童相談所の一時保護では対応困難

近隣に乳児院以外に適切な施設なし

<事例2> 入所年齢 1歳6カ月

退所年齢 2歳2カ月

退所先 家庭復帰

家族の社会的状況……………母家出・蒸発

母未婚

家族の疾病……………なし

病虚弱病名……………ヘルニア

未熟児

易感染症

障害病名……………なし

子どもの社会的状況……………

発達からみて他施設が不適切

発育からみて他施設が不適切

児童相談所の一時保護では対応困難

<事例3> 入所年齢 2歳8カ月

退所年齢 2歳9カ月

退所先 家庭復帰

家族の社会的状況……………次子出産

家族の疾病……………なし

病虚弱病名……………極小未熟児
先天性心疾患
栄養障害
易感染症
その他内科的疾患
その他外科的疾患

障害病名……………精神発達遅滞
染色体異常
・症候群
重度視覚障害
胃ろう・腸ろう

子どもの社会的状況……………

発達からみて他施設が不適切

発育からみて他施設が不適切

医療ケアのできる乳児院が必要

<事例4> 入所年齢 2歳1カ月

退所年齢 2歳2カ月

退所先 家庭復帰

家族の社会的状況……………母入院手術ため
養育困難

家族の疾病……………母外科系疾患

病虚弱病名……………食物アレルギー
慢性腎炎
薬物アレルギー

障害病名……………膀胱奇形

子どもの社会的状況……………

発育からみて他施設が不適切

児童相談所の一時保護では対応困難

食事管理等特殊なケアを必要

乳児院以外に適切な施設なし

2. 養子縁組・里親委託例

<事例1> 入所年齢 1カ月

退所年齢 2歳9カ月

退所先 養子縁組

家族の社会的状況……………母未婚
母借金

家族の疾病 なし
 病虚弱病名 先天性心疾患
 喘息
 アトピー皮膚炎
 食物アレルギー

障害病名 なし
 子どもの社会的状況
 発達からみて他施設が不適切
 発育からみて他施設が不適切
 児童相談所の一時保護では対応困難
 情緒不安定なため他施設が不適切
 兄養護施設入所中
 心疾患の経過観察の上養育家庭へ

<事例 2> 入所年齢 1カ月

退所年齢 2歳8カ月
 退所先 里親委託
 家族の社会的状況 母子家庭
 母就労
 家族の疾病 母内科系疾患
 病虚弱病名 アトピー性皮膚炎
 MRSA感染症
 その他小児科疾患
 梅毒
 障害病名 なし
 子どもの社会的状況 里親との関係を育成する必要から年齢を超過した

3. 養護施設への措置変更例

<事例 1> 入所年齢 0カ月

退所年齢 2歳5カ月
 措置変更先 養護施設
 家族の社会的状況 母養育拒否
 母怠惰
 兄養護施設入所中
 家族の疾病 母精神障害
 病虚弱病名 喘息・喘息様気
 管支炎
 アトピー性皮膚炎
 食物アレルギー

易感染症
 その他内科的疾患

障害病名 なし
 子どもの社会的状況
 発達からみて他施設が不適切
 発育からみて他施設が不適切
 移管先の施設の受け入れ体制不備
 児童相談所の一時保護では対応困難
 医療ケアで病状が安定したら養護施設に措置変更

<事例 2> 入所年齢 1カ月

退所年齢 2歳8カ月
 措置変更先 養護施設

家族の社会的状況 母未婚
 家族の疾病 母知的障害・軽度
 病虚弱病名 アトピー性皮膚炎
 極小未熟児
 先天性心疾患
 易感染症
 発育障害
 その他内科的疾患
 障害病名 なし
 子どもの社会的状況
 発達からみて他施設が不適切
 発育からみて他施設が不適切
 児童相談所の一時保護では対応困難
 医療ケアで病状が安定したら養護施設に措置変更

<事例 3> 入所年齢 4カ月

退所年齢 3歳3カ月
 措置変更先 養護施設

家族の社会的状況 両親養育拒否
 両親虐待
 両親蒸発・家出
 家族の疾病 両親知的障害
 病虚弱病名 なし
 障害病名 精神発達遅滞
 ・軽度
 子どもの社会的状況
 発達からみて他施設が不適切

発育からみて他施設が不適切
 児童相談所の一時保護では対応困難
 情緒不安定なため他施設が不適切
 精神発達遅滞の程度を判定し、養護施設
 への変更の是非を検討するために経過
 観察が必要

障害病名 …………… 精神発達遅滞
 子どもの社会的状況 ………
 発達からみて他施設が不適切
 児童相談所の一時保護では対応困難
 医療ケアが安定したら精神薄弱児施設へ
 措置

<事例4> 入所年齢 10カ月

退所年齢 2歳9カ月

措置変更先 養護施設

家族の社会的状況 …………… 母養育拒否

母虐待

家族の疾病 …………… 母精神障害

母知的障害

病虚弱病名 …………… 喘息

易感染症

栄養障害

障害病名 …………… 人工肛門

子どもの社会的状況 ……… 発育からみて2歳
 の段階での養護施設への措置変更は不
 適切

<事例2> 入所年齢 1歳6カ月

退所年齢 3歳11カ月

措置変更先 肢体不自由児施設

家族の社会的状況 …………… 母虐待

母家出・蒸発

内縁の夫養育拒否

就労（借金）

家族の疾病 …………… なし

病虚弱病名 …………… 易感染症

てんかん

尿路奇形に伴う尿

路感染症

障害病名 …………… 脳性麻痺

精神発達遅滞

先天性真性尿崩症

子どもの社会的状況 ………

発達からみて他施設が不適切

発育からみて他施設が不適切

移管先の施設の受け入れ体制不備

児童相談所の一時保護では対応困難

真性尿崩症のコントロールが可能となる

まで肢体不自由児施設での受け入れが
 困難

4. 障害児施設への措置変更例

<事例1> 入所年齢 2歳7カ月

退所年齢 3歳4カ月

措置変更先 精神薄弱児施設

家族の社会的状況 …………… 父養育拒否

両親不和

離婚（別居）

母別居後実家に戻

るが、実家が当院

の近く

家族の疾病 …………… なし

病虚弱病名 …………… 喘息・喘息様気管

支炎

発育障害

てんかん

易感染症

<事例3> 入所年齢 1歳11カ月

退所年齢 2歳11カ月

措置変更先 重症心身障害児施設

家族の社会的状況 …………… 母虐待

父家出・蒸発

両親不和

父放浪癖

家族の疾病 …………… 父人格未成熟（精

神科診断）

病虚弱病名 …………… 栄養障害

発育障害

障害病名 その他内科的疾患
重症心身障害児
精神発達遅滞
染色体異常
重度聴覚障害

子どもの社会的状況
発達からみて他施設が不適切
発育からみて他施設が不適切
移管先の施設の受け入れ体制不備
児童相談所の一時保護では対応困難
重症心身障害児施設が受け入れ可能となるまで医療的ケアを行いつつ待機

<事例4> 入所年齢 9カ月

退所年齢 2歳10カ月
措置変更先 重症心身障害児施設
家族の社会的状況 障害が重度すぎて家庭での養育は困難
家族の疾病 なし
病虚弱病名 超未熟児
先天性心疾患
栄養障害
発育障害
易感染症
てんかん
その他内科疾患
障害病名 重症心身障害児
精神発達遅滞
重度視覚障害
重度聴覚障害

子どもの社会的状況
発達からみて他施設が不適切
発育からみて他施設が不適切
移管先の施設の受け入れ体制不備
児童相談所の一時保護では対応困難
重症心身障害児施設が受け入れ可能となるまで医療的ケアを行いつつ待機

<資料>

乳児院措置児背景調査・調査項目

1. 児童名（イニシャル）
2. 性別
3. 入所時の年齢・月齢
4. 退所時の年齢・月齢
5. 在院期間
6. 退所先分類

保育所措置で引き取り	家庭に復帰
親戚引き取り	里親委託
養子縁組	養護施設
精神薄弱児施設	虚弱児施設
肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
その他の施設に入所	母子寮に入所
死亡	その他
7. 対象児の家族の状況

<家族の状況>（複数○印可）

家出・蒸発	両親	父	母
養育拒否	両親	父	母
怠惰	両親	父	母
虐待	両親	父	母
受刑	両親	父	母
死亡	両親	父	母
両親不明（遺棄）	ホームレス		
両親不和	離婚（別居）		
父子家庭	母子家庭		
婚外出産	母未婚		
両親就労（貧困・借金）	冠婚葬祭		
両親出張・研修	母の出張・研修		
母若年（16歳未満）			
母若年（16歳以上18歳未満）			
次子出産			
家族の疾病の付添い			
その他			

<家族の疾病>（複数○印可）

母の疾病（がん・悪性腫瘍）

母の疾病（結核）
 母の疾病（肝障害）
 母の疾病（産婦人科疾患）
 母の疾病（その他の内科系疾患）
 母の疾病（外科・整形外科系疾患）
 （精神障害） 両親 父 母
 （知的障害） 両親 父 母
 （身体障害） 両親 父 母
 （アルコール依存） 両親 父 母
 （その他の疾病） 両親 父 母

近隣に乳児院以外の適切な施設がない
 その他（具体的に記入）

<その2. 子育て支援事業の実態>

8. 対象児の状況

<子どもが病虚弱児>（複数○印可）

喘息・喘息様気管支炎
 アトピー性皮膚炎
 食物アレルギー ヘルニア
 易感染性 先天性心疾患
 MRSA感染症 B型肝炎
 C型肝炎 HIV感染症
 てんかん 発育障害
 栄養障害
 超未熟児（1,000g未満）
 極小未熟児（1,500g未満）
 その他の未熟児（2,500g未満）
 その他の小児内科系疾患
 その他の小児外科系疾患

<子どもが障害児>（複数○印可）

虐待に伴う障害
 重症心身障害児
 脳性麻痺（肢体不自由児）
 精神発達遅滞（知的障害）
 ダウン症候群
 その他の染色体異常・症候群
 重度視覚障害
 重度聴覚障害
 水頭症
 その他

<子どもの社会的要因（家庭要因を除く）>

発達からみて他施設が不適切
 発育からみて他施設が不適切
 情緒不安定なため他施設が不適切
 保育所措置まで乳児院措置が適切
 移管先の施設の受け入れ体制不備
 児童相談所の一時保護では対応困難

【調査目的】

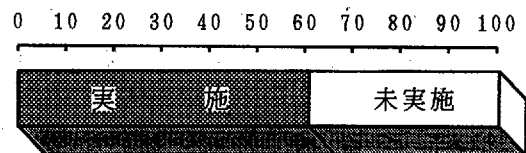
乳児院における子育て支援事業の実態を明らかにし、地域に開かれた乳児院としての今後の機能のあり方について検討を行う。

【調査対象・方法】

全国の乳児院 115施設を対象として、平成7年度に実施した通常の措置児受託事業を除いた各種の子育て支援事業、デイケア・サービス事業、ショート・ステイ事業を対象として、平成8年12月にその実施状況についてのアンケート調査を行った。94施設から回答が得られ、回収率は81.7%であった。

【調査結果】

1. 子育て支援事業等の実施状況



子育て支援事業の実施状況

各種の子育て支援事業は、全国の57施設で行われており、その実施率は60.6%であった。その事業の内訳は次表に示される通りである。

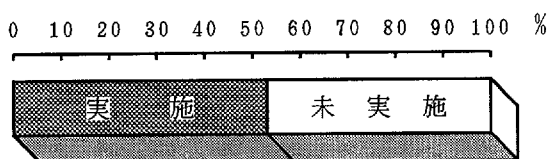
子育てに不慣れな親子に対する育児体験教室は、約3分の1の乳児院で実施されており、赤ちゃん110番等の電話相談、育児講演会、母親教室等各々約5分の1の乳児院で実施している実態が明らかとなった。

(平成7年4月1日～8年3月31日)

事業の種類	施設数 (%)
育児体験教室	29(30.9%)
電話相談(赤ちゃん110番)	21(22.3%)
育児講演会・育児講座	20(21.3%)
母親教室、母と子の遊びの教室	19(20.2%)
地域子育て支援センター事業	9(9.6%)
思春期における保健・福祉体験事業	9(9.6%)
不登校児の体験教室	4(4.3%)
乳幼児健全発達支援相談事業	3(3.2%)
その他の子育て支援事業	11(11.7%)

その他の子育て支援事業としては、里親実地研修、障害児・低年齢児マスター講座、保育園児との交流事業、行事を通しての子育てグループ作り、保健婦・母子相談員・家庭相談員会議支援、都市児童健全育成相談事業、保育所処遇困難児巡回相談、明日の親のためのニューライフセミナー(文部省委託事業)、映画「愛の黙示録」上映会等多彩な事業が展開されていた。

II. デイケア・サービス事業の実施状況



デイケア・サービス事業の実施状況

各種のデイケア・サービス事業は、全国の40施設で実施されており、その実施率は42.6%であった。その事業の内訳は、次表の通りである。

乳児院の空床部分を私的契約として活用しているのが約4分の1であった。乳幼児健康支援デイサービス事業(いわゆる病児保育事業)は、平成7年度は7施設であるが、平成8年度には14施設が受託している。その他、トワイライトステイ事業、緊急一時保育、時間延長方保育サービス、企業委託型保育サービス等の乳児院機能を生かしたデイケア・サービス事業を展開している。

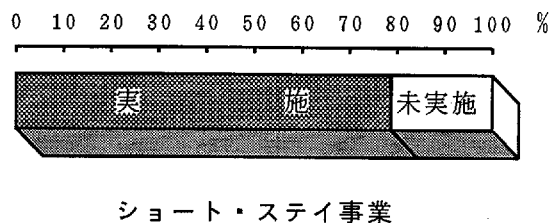
(平成7年4月1日～8年3月31日)

事業の種類	施設数 (%)
デイケア事業(私的契約)	26(27.6%)
乳幼児健康支援デイサービス轄	7(7.4%)
トワイライトステイ事業	5(5.3%)
緊急一時保育事業(デイケア)	5(5.3%)
時間延長型保育サービス事業	3(3.2%)
病児デイケア事業(私的契約)	2(2.1%)
企業委託型保育サービス事業	2(2.1%)
その他のデイケア事業	5(5.3%)

その他の事業としては、学童保育、日・祭日等保育所休園時の保育、ペアステイ事業、子育て支援短期利用事業、精神障害者通院患者リハビリテーション事業、地域育児センター事業、年度途中入所保育事業、事業内保育所、ナイトケア等の多彩な事業が実施されている。

III. ショート・ステイ事業の実施状況

(平成7年4月1日～8年3月31日)



ショート・ステイ事業

通常の措置を除外したショート・ステイ事業（短期利用入所事業）は、全国の74施設が実施しており、その実施率は78.7%であった。その内訳は次表の通りである。

事業の種類	施設数 (%)
●子どものショートステイ事業	
いわゆるマル短	27(23.5%)
市町村補助事業	20(17.4%)
私的契約	17(14.8%)
市町村単独（独自）補助事業	8(7.0%)
緊急一時保護事業	6(5.2%)
●一時保護受託事業（非措置）	39(33.9%)

ベビーホテル問題に端を発して制度化された短期措置制度（いわゆるマル短）は約4分の1の施設で実施しているが、実質的に短期措置を通常措置として扱う都道府県も少なくなく、すでに報告したように在院機関が1か月未満の例が全措置児の約2割を占めている実態からも通常措置としての短期利用が定着していることがわかる。

また、国並びに都道府県の補助を受けた市町村補助事業としてのショートステイや私的契約、市町村単独補助事業としてのショートステイ等子育てを支援する各種のショートステイ事業を展開している。

一方、児童福祉法に基づく児童相談所機能を乳児院が代行する一時保護（非措置）事業の受託は3分の1の乳児院で受け入れており、児童相談所における一時保護機能では対応困難な乳児や被虐待児等の受入れを行っている。しかしながら、これは措置ではないため、措置費は支弁されず常識外の低額委託料となっており、是正が求められるところである。

<考察：乳児院のあり方について>

以上、乳児院措置児の背景因子並びに乳児院における子育て支援事業の実施状況について報告した。これらの結果を踏まえて、乳児院のあり方について考察する。

1. 措置児の背景因子から見た乳児院機能

1. 入所時年齢と退所時年齢

現在の児童福祉法によれば、0歳児を措置し、2歳未満まで措置を継続してよいとされている。しかし、実際には、この313名を対象としたサンプル調査においても、措置時の年齢分布は0歳児が56.2%、1歳児が39.0%、2歳以降の措置児が4.8%を占めており、1歳以降の年齢超過での措置児が併せて43.8%を占めている実態にある。一方、乳児院を退所したときの年齢をみると、2歳以降の年齢超過での退所児は34.8%の実態である。

このように、現在の乳児院においては、児童福祉法に定めた0歳児の措置、2歳未満での退所と

いう規定から大きくはみ出し、ある意味では児童福祉法を違反した実態となっている。その背景には、年齢を超過して乳児院に措置せざるを得ない、あるいは年齢を超過して乳児院での措置を継続せざるを得ない家族並びに児の複雑な背景因子が大きく関わっている。

2. 退所先分布について

退所先分布をみると、保育所措置での引き取りを含めた家庭復帰、親戚引き取り、里親委託、養子縁組といった広義の家庭復帰が76.0%と最も多く、養護施設への措置変更は少なく16.3%であった。

このように、乳児院に措置された児の多くは家庭復帰を前提としており、乳児院の主要な機能は養護施設への通過施設としての機能は減少し、乳児院より家庭に復帰する自己完結型の施設機能が求められているといえよう。

3. 措置児の背景因子

1) 背景因子の分布

措置児の背景因子を家族の要因と子どもの要因に分けて分析した結果、家族の要因では、母未婚や次子出産、母子家庭等の単親家庭といった家族の社会的要因を有する例が88.5%、母親が精神障害、産婦人科疾患等の家族の疾病要因を有する例が39.9%、子どもの要因では、易感染症や喘息様気管支炎、アトピー性皮膚炎などの虚弱児の例が33.2%、精神発達遅滞等の障害児は12.5%であった。一方、家族の要因を除外した子どもの社会的状況、つまり児童相談所の一時保護機能では対応困難、近隣に乳児院以外の適切な施設がない等は54.3%に見られている。

各々の児について、これらの家族並びに子どもの背景因子（合計92因子）の重複分布をみると、平均4.3因子を保有している結果となった。この平均因子数に1標準偏差を加えた8因子以上をもつ「複合的要因群」は14.7%にみられ、これらの例は処遇困難事例と考えられる。

このように、現在の乳児院においては、措置の背景因子として家族並びに子どもの様々な要因が複雑に関与していることが明らかとなった。

2) 入所時年齢と背景因子

入所時年齢と、家族並びに子どもの全ての因子数との関わりについてみると、1因子のみ有する例は65例(20.8%)に過ぎず、1～4因子を有する例は197例(62.9%)、5因子以上を有する複合的要因群は115例(36.7%)であった。

措置年齢が0歳児と1歳児とでは、1～4因子群も複合的要因群も差がなく、同質の問題を抱えているものと推察された。一方、2歳以降に措置された児の場合には、5因子以上の要因をもつ複合的要因群が53.4%と約半数を占めており、2歳を過ぎて措置された児の場合には、処遇困難な家族並びに子ども自身の複合的要因を有していることが示されている。

この結果は、乳児院への措置年齢については、現行の0歳児に限定することなく、1歳児を含めて2～3歳未満児の場合にも家族並びに子どもの要因を考慮して弾力的に対応していくことが求められていると考えられた。

3) 家族並びに子どもの背景因子と退所先

家族並びに子どもの全体的な要因でみると、復帰先を家庭復帰、保育所措置で家庭復帰、養護施設への措置変更で比べると、家庭復帰は1因子の

みが多く、保育所措置での家庭復帰は複合的要因群に特に多くみられた。

家族の社会的状況でみると、保育所措置での家庭復帰と養護施設への措置変更において複合的要因群が多く、家族の疾病でみると保育所措置での家庭復帰例において複合的要因群が極めて多い。

このように、保育所措置による家庭復帰例においては、複合的要因群が多く、このことはその後の処遇困難が予測され、乳児院退所後も継続して地域における支援が必要とされていることが示唆された。

4. 入所年齢・退所年齢・在院期間の平均値

1) 退所先との関係

家庭復帰例では、入所年齢が最も高く平均12.4カ月である。

退所年齢では、養護施設への措置変更が最も高く平均29.0カ月であった。

在院期間の平均でみると、家庭復帰が極めて短く3.2カ月、保育所措置での家庭復帰が12.5カ月、当然のことながら養護施設への措置変更が22.0カ月と長期化している。

2) 背景要因数との関係

家族並びに子どもの全ての因子数で比較してみると、入所年齢は1因子のみを保有する群において平均月齢が11.5カ月と高い傾向がある。退所年齢は、因子数が多くなるにつれて高く、在院期間も同様に長期化する傾向が認められる。

家族の社会的状況並びに疾病の要因で検討すると、入所年齢は因子数が多くなるにつれて低年齢化し、退所年齢は逆に因子数が多くなるにつれて高年齢化し、在院期間も長期化することが明らか

となった。

子どもの要因でみると、入所年齢は因子なしで多少高い傾向がある。退所年齢は因子数が多くなるにつれて高年齢化、在院期間も長期化する傾向にある。とくに障害児の場合には、因子数が増加するにつれて入所年齢は高くなり、乳児から幼児にかけて障害児への家庭介護が困難となっていくことが示唆される。退所年齢は障害の因子数が多くなるにつれて高年齢化、在院期間も長期化しており、障害児施設における受入れ困難な実態が乳児院における年齢超過の一つの要因となっているものと考えられる。

以上のように、措置背景因子が増加するにつれて在院期間は延長される傾向にあり、処遇困難事例ほど、乳児院における長期間にわたる処遇が求められているものと判断された。

II. 乳児院における子育て支援事業

全国乳児福祉協議会においては、昭和50年代より地域に開かれた乳児院として、通常の措置児への事業のみならず、子育て支援事業に積極的に取り組んできた。そして平成3年8月に地域における家庭育児を支援する専門的な機能の拡大を軸とする「乳児院の将来構想－地域における子育て支援センター化」をまとめ、乳児福祉の一層の発展に向けて努力してきた。その結果、地域の家庭福祉を支援する様々なメニュー事業を全国で展開することとなった。

その実態をみると、各種の子育て支援事業は、全国の乳児院の60.6%で行われている。具体的には、子育てに不慣れな親子に対する育児体験教室は、約3分の1の乳児院で実施されており、赤ちゃん110番等の電話相談、育児講演会、母親教室

等各々約5分の1の乳児院で実施している実態が明らかとなった。

また、各種のデイケア・サービス事業は、全国の40施設で実施されており、その実施率は42.6%であった。具体的には、乳児院の空床部分を私的契約として活用しているのが約4分の1、乳幼児健康支援デイサービス事業（いわゆる病児保育事業）は、平成7年度は7施設であるが、平成8年度には14施設が受託している。その他、トワイライトステイ事業、緊急一時保育、時間延長型保育サービス、企業委託型保育サービス等の乳児院機能を生かしたデイケア・サービス事業を展開している。

一方、通常の措置を除外したショート・ステイ事業（短期利用入所事業）は、全国の74施設が実施しており、その実施率は78.7%であった。具体的には、短期措置制度が約4分の1の施設で実施されており、市町村補助事業としてのショートステイや私的契約、市町村単独補助事業としてのショートステイ等子育てを支援する各種のショートステイ事業を展開している。また、児童相談所機能を乳児院が代行する一時保護（非措置）事業の受託は3分の1の乳児院で受入れている実態にある。

このように、現在の乳児院においては、措置児の処遇のみならず、地域の家庭福祉の実現に向けて多彩な事業を展開している事実が明らかとなった。

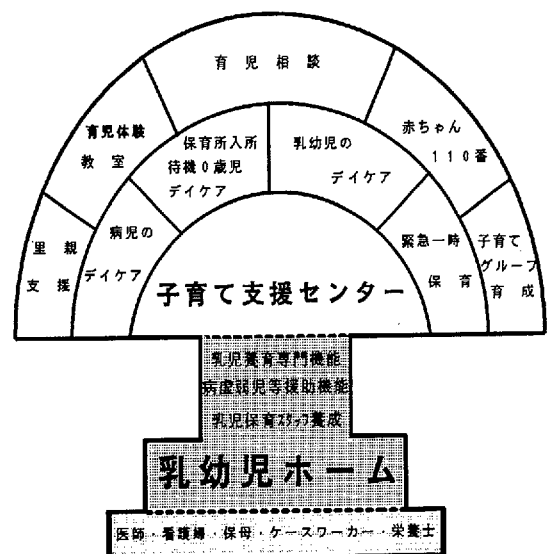
Ⅲ. 乳児院の将来に向けて

以上の結果から、現在の乳児院は、措置による要養護児童に対する処遇については、その背景因

子からみて現行の制度に定められている0歳児を措置し2歳未満まで乳児院において養育することを可とする措置年齢基準では、全くそのニーズに対応することが困難であり、児童福祉法の改正に当たっては措置年齢並びに措置継続年齢を現状に即して2歳以降まで弾力的に延長していくことがまず必要である。

また、乳児院においては様々な地域における子育て支援メニュー事業を展開し、措置児のみならず地域における家庭福祉の実現に向けて努力しているが、その事業を安定的かつ専門的に展開していくためには、ファミリーソーシャルワーカー等のいわゆる「家庭指導員」の配置が不可欠である。

全国乳児福祉協議会においては、図に示される子育て支援センター「乳幼児ホーム」構想を平成8年4月に提案しているが、今般の実態調査結果からみても、この構想の実現が今後の乳児院のあり方として理想的なものと考えられ、その実現が望まれるところである。



【参考文献】

- 1) 全国乳児福祉協議会編「乳児院将来構想－地域子育て支援センター化」（平成3年8月）
- 2) 全国乳児福祉協議会編「子育て支援センター・乳幼児ホーム」構想（平成8年4月）
- 3) 全国乳児福祉協議会編「乳児院養育指針（案）」（平成8年12月）



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:その1(措置児背景因子の分析)乳児院を退所した乳幼児313名を対象として詳細な措置背景因子の分析を行った。その結果、家族の社会的状況因子を88.5%、家族の疾病因子を39.9%、子どもの病虚弱因子33.2%、障害児因子12.5%、子どもの社会的状況因子54.3%を保有し、平均4.3因子といった重複背景因子のもとに措置されいた。その2(子育て支援事業の実態)全国の乳児院の60.6%で子育て支援事業が実施されていた。これらをもとに乳児院のあり方を検討した。